

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画の変更案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、地域計画の変更案に対し、飯塚市の住民は下記4により意見を提出することができる。

令和7年11月12日

飯塚市長 武 井 政 一

1 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年11月12日

至 令和7年11月25日

2 地域計画の変更案の縦覧場所

飯塚市 経 済 部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 潁田支所 経済建設課

飯塚市ホームページ

3 地域計画の変更案の地区（11地区/全60地区）

別紙地域計画の変更案の地区一覧のとおり

4 意見の記載内容

(1)意見書の提出方法

持参又は郵送（縦覧期間内の消印有効）

(2)意見書の提出期限

地域計画の変更案の縦覧期間満了の日までとする。

(3)意見提出の注意事項

書面による提出とし、口頭での意見は受けられない。地域計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

5 意見の提出先

飯塚市 経 済 部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 潁田支所 経済建設課

地域計画の変更地区一覧

No.	地域名	集落名	変更
1	上三緒	上三緒 1・2、上三緒 3・4	
2	下三緒、柏の森、立岩	下三緒 1・4、下三緒 2・3、柏ノ森、立岩	○
3	徳前、菰田	徳前、菰田	
4	鶴三緒	鶴三緒	
5	鯉田	鯉田浦田、簀子町、畝割、上本町	
6	川島	川島	
7	横田	横田、中央	
8	相田	相田、上相田、開拓、大山	
9	川津	川津	
10	伊岐須	伊岐須	
11	伊川	東伊川、西伊川、乙丸	
12	幸袋	幸袋	
13	目尾	目尾	
14	柳橋	柳橋	
15	津島	津島	
16	中	中、三軒屋	
17	庄司	庄司 1、庄司 2、庄司 3	
18	蓮台寺	蓮台寺	
19	建花寺	古野、本村	
20	大日寺	大日寺上村、大日寺下村	○
21	花瀬	花瀬	
22	明星寺北	北谷	
23	明星寺南	南谷	
24	八木山	八木山 1、八木山 2	
25	潤野	潤野上区、潤野下区	
26	堀池	堀池	○
27	秋松	秋松、秋松西	
28	忠隈	忠隈	
29	南尾	南尾	
30	平恒	平恒	
31	楽市、天道	楽市、楽市東	
32	太郎丸	太郎丸一区、太郎丸二区	○

33	椋本	椋本	
34	安恒	安恒	
35	椿	椿	○
36	弁分	弁分	
37	小正	小正	
38	枝国、若菜	枝国	
39	久保白	久保白	
40	高田	高田	
41	舎利蔵	舎利蔵、本谷	
42	津原	津原、見田	
43	阿恵	湯の浦、四郎丸、阿恵	
44	筑穂元吉	元吉浦田、栄町、筑穂元吉	
45	山口	茜屋、米の山、山口	
46	馬敷	下馬敷、上馬敷	
47	大分、北古賀	大分、氷屋、鶯塚、黒石、北古賀、吉田	○
48	長尾	長尾	
49	平塚	平塚、出雲	○
50	内住	大野、久保山、内住、切畑	○
51	内野	下揚、三町、開拓組合、上揚	
52	弥山	弥山、君ヶ畑	
53	桑曲	桑曲	
54	庄内上区	高倉、赤坂、入水、山倉、筒野	○
55	庄内中区	赤松、綱分本村、安丸、立	○
56	庄内下区	有安、多田、仁保、大門、庄内元吉、有井	
57	勢田	北勢田、下勢田、上勢田、東勢田	○
58	口原	口原、大畑	
59	佐與	東佐与、西佐与	
60	鹿毛馬	烏尾、牧野、鹿毛馬中	